

難波千鳥奨学金規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、難波千鳥奨学金の給付にあたって必要な事項を定めることを目的とする。
- (趣旨)
- 第2条 この奨学金は、故難波千鳥氏ご遺族様からの特別寄付金を原資とし、奨学金給付を希望する学生の中から、難波千鳥氏の生涯に鑑みて、聖隷クリストファー大学卒業後、国内外を問わず看護師又は介護福祉士として社会に貢献する志を有する優れた学生を選考し、給付するものである。
- (奨学金の額)
- 第3条 奨学金の額は、一人につき50万円とする。
- (採用人数)
- 第4条 奨学生の採用人数は、毎年度2名(原則として看護学部1名、社会福祉学部社会福祉学科介護福祉コース1名)とする。
- (給付期間)
- 第5条 奨学金の給付期間は、当該年度のみとする。
- (資格)
- 第6条 奨学生になることのできる者は、聖隷クリストファー大学看護学部又は社会福祉学部社会福祉学科介護福祉コースに在籍する学生で、第2条に掲げる志を有し、人物、学業成績ともに優秀な者でなければならない。
- 奨学生は原則として3年次生または4年次生から選考する。
 - 過去に難波千鳥奨学生又はM.H.奨学生に採用されていない者とする。
- (選考)
- 第7条 奨学生候補者の選考は、聖隷クリストファー大学難波千鳥奨学生選考委員会で行い、学長に報告・了承を得て候補者4名を推薦し、執行役員会が決定する。
- 候補者の推薦は、難波千鳥奨学生とM.H.奨学生の両方に応募した場合は、いずれかとする。
- (選考委員会)
- 第8条 選考委員会は、看護学部長、社会福祉学部長、学生部長、看護学部教務委員長、社会福祉学部社会福祉学科介護福祉コース責任者、学生サービスセンター長をもって組織する。
- 選考委員会は、面接、書類審査及び学業成績により候補者を選考する。
 - 学業成績は、3年次生は1・2年次の成績について、4年次生は1～3年次の成績について考慮するものとする。
 - 選考委員会の参考とするため、学生部長は、予め学生部の看護学部委員、社会福祉学部委員及びアドバイザー教員に意見を求めることができる。
- (採用手続き)
- 第9条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。
- (異動)
- 第10条 奨学生は、次の各号に該当する場合は必要書類を提出しなければならない。
- 休学又は退学等の学籍異動

(2) 本人の身分、その他重要事項の変更

(資格喪失)

第 11 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合、理事長は執行役員会の議を経てその資格を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (2) 退学もしくは除籍されたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 学則による処分を受けたとき
- (5) その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき

(返還)

第 12 条 奨学生が年度の途中において奨学生としての資格を喪失したときは、すでに給付された奨学金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

(事務取り扱い)

第 13 条 この奨学金の事務取扱いは、学生サービスセンターが行う。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか必要なことは執行役員会が決定する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、執行役員会が行う。

附則 この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. 2022 年 4 月 1 日一部改定(社会福祉学部改編に伴う改定)
2. 第 4 条および第 6 条の規定にかかわらず、社会福祉学部介護福祉学科については、2023 年 3 月 31 日までは従前の例によるものとする。
3. 第 8 条の規定にかかわらず、社会福祉学部介護福祉学科長については、2023 年 3 月 31 日までは従前の例によるものとする。

附則

2024 年 4 月 1 日一部改定(資格、選考)